

大社福人材発第 599 号
令和 7 年 3 月 26 日

保育士養成施設長 様

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター
所 長 石 井 慎 太 郎
(公 印 略)

令和 7 (2025) 年度 保育士修学資金貸付制度の実施について

日ごろから、保育人材の確保・育成にご尽力いただき、また、本会の運営にご支援・ご協力いただきありがとうございます。

次年度の保育士修学資金貸付事業につきまして、修学生の募集を実施いたします。

これからも質の高い保育人材の養成及び確保に取り組んでいただくため、各養成施設におかれましては、本事業の趣旨をご理解いただき、ご推薦ならびに申請書類の取りまとめに、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 申請受付期間および提出期限

令和 7 年 4 月 1 日 (火) ~ 令和 7 年 5 月 30 日 (金) まで

養成施設において取りまとめのうえ、大阪福祉人材支援センターへ郵送にてご提出願います。

2. 手続きのスケジュール

学生の皆さまにも、提出期限の周知およびご指導の程お願いいたします。

○申請書類一式 (提出期限: 5 月 30 日まで)

- ・不備あり (軽微なもの・記入もれや貸付金額の訂正、住民票に続柄なし等)
→ 6 月 30 日までに不備のお知らせをします。連絡から **2 週間以内**にご回答ください。期日内に連絡がない場合は、不備書類のまま貸付審査を行いますので、予めご了承ください。
- ・不備なし → 6 月 30 日までに貸付決定もしくは不承認通知書を送付します。

※なお、申請書類に明らかな不備 (申請書類が整っていない場合や、連帯保証人が明らかに要件をみたしていない等) がある申請者は受付できませんので、該当者の書類一式をそのまま養成施設に返却いたします。

○借用証書等の書類一式 (提出期限: 貸付決定から **2 週間以内**)

- ・不備あり → 提出から **2 週間以内**に、不備のお知らせをします。連絡から **1 週間以内**にご回答ください。
- ・不備なし → 提出から 1 カ月以内に、初回送金を行います。

特別な事情がなく、期限までに提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなしますので、ご注意ください。(社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要領第 8 条 (2))

「高等教育の修学支援新制度」と併用し、申請受付期間内に支援区分が決定しない場合に限り、個別に期間の延長（最長 8 月 29 日まで）を認めます。（必ず推薦者名簿にご記入ください）ただし、「高等教育の修学支援新制度」の決定通知(写し)以外の申請書類一式は、5 月 30 日までに提出してください。

3. 学生への周知方法

必要分を印刷していただき、貸付の申請を希望する学生へ周知をお願いします。

- 1 令和 7 年度対象「保育士修学資金」修学生募集要領
- 2 保育士修学資金貸付申請書及び記入例
- 3 同意書
- 4 作文用紙

4. 「高等教育の修学支援新制度」との併用について

別添の「保育士修学資金貸付制度と高等教育の修学支援新制度との併用について」をご確認いただき、申請希望者への周知ならびに申請時の指導についてご協力をお願いします。

5. 修学資金申請に必要な書類

必要書類を申請者ごとにセットしたうえで、推薦者名簿の順番に整えて、ご提出をお願いします。

○養成施設が作成する書類

- (1) 定員・現員調査票（5 月 30 日までに提出してください）
- (2) 推薦者名簿
- (3) 各申請者の推薦状

○申請者が準備する書類

- (1) 保育士修学資金貸付申請書
- (2) 同意書
- (3) 作文用紙
- (4) 申請者の住民票（世帯全員・続柄あり）
- (5) 連帯保証人にかかる書類
 - ・個人の場合：令和 6 年度の住民税課税証明書（令和 5 年中の所得証明）
 - ・法人の場合：貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録や雇用契約書等（法人保証の要件等について申請者から、本センターに確認するよう指導ください）
- (6) 学業成績証明書等
以下、該当者のみ
- (7) 申請者が一人暮らしの場合
 - ・父母の世帯全員の住民票を提出してください
 - ・父母が別世帯の場合は、それぞれの世帯全員の住民票が必要です
- (8) 高等教育の修学支援新制度を利用する場合
 - ・大学等奨学生採用候補者決定通知写し
- (9) 生活費加算を受ける場合
 - ・生活保護受給世帯…福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書
 - ・住民税非課税世帯…世帯全員の住民税非課税証明書等（高校生以下は不要）
- (10) 中高年離職者(入学時に 45 歳以上・離職して 2 年以内)の場合…離職年月日を証明できる書類
- (11) その他、府社協会長が必要と認める書類

6. 実施にあたっての留意点

(1)通信制の養成施設・連携校が養成施設の場合について

- 貸付希望者の申請資格については、「次のいずれかに該当する方」（別添の「修学生募集要領」のP.4を参照）となっており、大阪府内に住民登録をしている方の場合、通信制の養成施設は貸付対象となりますが、大阪府外に居住している方の場合、通信制の養成施設は対象外となります。

- ① 大阪府内の養成施設（通信制を除く）に在学（予定を含む）していること
- ② 令和7年4月以降も引き続き、大阪府内に住民登録をしていること

- 指定保育士養成施設からの申請受付となります。
連携校が養成施設の場合は、連携校で取りまとめのうえ、ご提出をお願いします。

(2)推薦状について

ご提出いただく推薦状をもとに、貸付希望者の就労意欲、向学心、家庭の経済状況、**修学資金貸付が決定すると他の奨学金と合わせ借りすぎとなる場合の対応について**等を確認し、貸付審査を行います。重要な書類となり、再提出は認められませんのでご注意ください。

(3)作文について

申請時に作文を提出いただきます。この作文は、内容を評価するものではありません。

(4)申請書類について

募集要領や申請に必要な様式は、大阪福祉人材支援センターのホームページからダウンロードができますので、ご活用ください。

保育士を応援する貸付金

<https://www.osakafusyakyō.or.jp/syuugakushikin/childcare/#保育士修学資金貸付>

- 1 令和7年度対象「保育士修学資金」修学生募集要領
- 2 保育士修学資金貸付申請書・記入例
- 3 同意書
- 4 作文用紙

(5)養成施設向けの案内および各種様式

- 1 保育士修学資金貸付制度と高等教育の修学支援新制度との併用について
- 2 保育士修学資金 申請金額のシミュレーション **(※メールにより送付)**
- 3 令和7年度保育士修学資金貸付に関する定員・現員調査票
- 4 令和7年度保育士修学資金貸付推薦者名簿
- 5 推薦状
- 6 定員・現員調査票

《申請書類の提出先／お問合わせ先》

大阪福祉人材支援センター 修学資金係（担当：泉・中山）
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター 3階
電話 06-6776-2943（祝日を除く 月～金9:00～17:00）
FAX 06-6761-5413